

神戸市産後ケア事業（宿泊・通所）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、家族などからの産後の援助が受けられない者で、育児支援を特に必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不安を解消し、児童虐待の未然防止を目的として実施する神戸市産後ケア事業（以下、「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、神戸市とする。ただし、前条の目的を達成するために本事業について、適切な事業運営が確保できると認められる助産所等に委託することができるものとする。本事業の委託を受ける事業者（以下、「事業者」という。）は、次の各号の要件を満たすものとする。

- （1）医療法（昭和23年法律第205号）に定める神戸市内に所在する病院、診療所及び助産所であること。
- （2）本事業に従事する助産師・保健師・看護師（24時間1名以上常駐、日中は常勤の助産師を常駐させること。）を配置し、主に母体ケア、乳児ケア、母乳育児や育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。
- （3）本事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。
- （4）利用者に対する食事の提供ができること。
- （5）第4条に規定する事業内容を提供できること。
- （6）区保健福祉部、北神区役所保健福祉課（以下、「区保健福祉部等」という。）および神戸市子ども家庭局と連携・調整を行うことができること。

（対象者）

第3条 本事業の利用対象者は、神戸市内に住所を有する産後1年未満の母親と乳児であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、医療行為の必要な者は除く。

- （1）母に強い育児不安がある者。
 - （2）その他、区保健福祉部長および北神区役所保健福祉担当部長が必要と認める者。
- 2 産後4か月以降1年未満の受入れの可否は、事業者の定めるものとする。

（事業内容）

第4条 本事業は、区保健福祉部等の職員が作成する支援計画に基づき、妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援を行うサービスとして、次に掲げる内容とする。

（1）宿泊サービス

母子を宿泊させ、母体の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

（2）通所サービス

母子を日帰りで施設利用させ、母体の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

（3）母体のケア及び乳児のケア、今後の育児に資する指導等は、次に掲げる内容とする。

- ア 産婦の母体管理および生活面の指導
- イ 乳房管理
- ウ 沐浴、授乳等の育児指導
- エ 乳児の世話、発育・発達等のチェック
- オ その他必要な保健指導および情報提供
- カ 産婦の食事の提供及び児のミルク・離乳食の提供

(利用日数)

第5条 宿泊サービス又は通所サービスの利用日数は、原則として宿泊サービス7日間、通所サービス7日間を限度とする。ただし、区保健福祉部長および北神区役所保健福祉担当部長が特に必要と認める場合は、更に7日間を限度として延長することができる。なお、延長した7日間は宿泊サービスまたは通所サービスのいずれに利用してもよい。

(利用期間)

第6条 宿泊サービス又は通所サービスの利用期間は、産後1年未満とする。

(サービスを行う実施時間・実施日・休業日)

第7条 宿泊サービスの実施時間・実施日・休業日については次の各号に定める通りとする。

- (1) 実施時間は、0時から24時までを1日とする。
- (2) 入所時間は午前9時、退所時間は午後5時とする。なお、利用者の希望を踏まえて入所時間、退所時間は、事業者が決定することができるものとする。
- (3) 実施日は、原則として月曜日から日曜日とする。
- (4) 12月29日から1月3日までの休業日は事業者の定めるものとする。

2 通所サービスの実施時間・実施日・休業日については次の各号に定める通りとする。

- (1) 実施時間は、原則として午前9時から午後5時の8時間とする。
- (2) 実施日は原則として月曜日から日曜日とする。
- (3) 12月29日から1月3日までの休業日は事業者の定めるものとする。

(利用の申請)

第8条 本事業を利用しようとする者(以下、「申請者」という。)は、神戸市産後ケア事業利用申請書兼情報提供同意書(様式1号-1及び1号-2)を住所地の区保健福祉部等に提出しなければならない。

- 2 生活保護法の規定による被保護世帯(以下、「生活保護世帯」という。)及び当該年度(4月及び5月に利用する場合は前年度)の市民税が非課税世帯(以下、「市民税非課税世帯」という。)については、区保健福祉部長および北神区役所保健福祉担当部長にそれを証する書類を提出しなければならない。
- 3 前項の書類は、証明書に該当する者の同意が署名による書類で確認できる場合、神戸市から関係機関への公用照会に代えることが可能なものについては、提出を不要とする。
- 4 申請者が利用日数を超えての利用を希望し、区保健福祉部長および北神区役所保健福祉担当部長が特に必要と認めるものの場合は、申請者は神戸市産後ケア事業延長利用申請書兼情報提供同意書(様式1号-3)を、住所地の区保健福祉部等に提出しなければならない。

(利用承認及び通知)

第9条 区保健福祉部長および北神区役所保健福祉担当部長は、前条の規定に基づく申請があったときは、申請者の世帯の養育状況等を調査し利用の適否を審査し、利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を神戸市産後ケア事業利用承認通知書(様式2号-1)及び神戸市産後ケア事業サービス内容通知書(様式2号-2)又は神戸市産後ケア事業利用不承認通知書(様式3号)により速やかに申請者に通知するものとする。また、同通知の控えを作成し、区保健福祉部等並びにこども家庭局でそれぞれ保管する。

- 2 産科医療機関等が、出産退院後の在宅生活において育児不安や養育上の支援が特に必要と認めた時は、診療情報提供書又はこれにかわる書面等の提出を求め、審査資料とすることができる。
- 3 区保健福祉部長および北神区役所保健福祉担当部長は、第1項の規定に基づき利用を承認した場合、神戸市産後ケア事業調査票兼利用依頼書(様式4号)に利用申請書兼情報提供同意書(様式1

号一 1 及び 1 号一 2) 及び利用承認通知書(様式 2 号一 1) 及び神戸市産後ケア事業サービス内容通知書(様式 2 号一 2) を添えて、速やかに事業者へ依頼するものとする。

- 4 当該事業者は、サービス開始前にサービスの利用を承認された利用者(以下、「利用者」という。)に連絡し、その利用に係る説明等を行わなければならない。

(自己負担額)

第 10 条 利用者は、当該サービスに要する費用の一部を負担しなければならない。負担する費用は、母子の属する世帯の所得に応じ別表 1-1 及び別表 1-2 により算出する。

- 2 自己負担額は、事業者に対し、直接支払うものとする。
- 3 利用に際し発生する食費、寝具、光熱水費、消毒、洗濯、児のミルク・離乳食及び新生児用オムツ代以外の必要経費については、事業者が別途実費徴収するものとする。
- 4 多胎児での利用の場合、2 人目以降児 1 人あたり、別表 1-3 に規定する金額を自己負担額として支払うものとする。

(変更の申請等)

第 11 条 第 10 条の規定により、利用者は、申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに、事業者へ連絡しなければならない。

- 2 前項の変更のうち、日程を変更又は中止する場合は、利用者は当該利用日の前々日の 17 時までに、電話またはファックス等の手段により事業者へ連絡しなければならない。変更連絡を受けた事業者は、速やかに利用変更連絡票(様式 5 号)により、区保健福祉部等に連絡するものとする。連絡を受けた区保健福祉部等は、利用変更連絡票(様式 5 号)の写しをこども家庭局へ送付する。
- 3 前項の期日までに事業者へ利用変更又は中止の連絡がない場合は中止として取り扱い、利用者は別表 2 に定める額を、事業者の請求に基づき支払わなければならない。ただし、以下に記載する者の場合は、各事業者における感染症の蔓延防止の観点から、神戸市が別表 2 に定める額を、事業者の請求に基づき支払う。

ア 発熱・咳などの感染症の罹患を疑う症状がある場合

イ 利用者が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者に該当すると保健所から指定された場合

- 4 事業者の都合により第 2 項の期日を過ぎて利用変更又は中止をした場合は、利用者は別表 2 に定める額を支払わない。

(実施結果の報告)

第 12 条 事業者は、支援を終了した場合、神戸市産後ケア事業実施結果報告書①(様式 6 号一 1) および神戸市産後ケア事業実施結果報告書②(様式 6 号一 2) を作成し、その写しをもって区保健福祉部長および北神区役所保健福祉担当部長に報告するものとする。

- 2 事業者は、産後ケア終了後も継続的に支援が必要な利用者について、区保健福祉部等と情報交換を行う等、連携するものとする。

(費用の負担)

第 13 条 本事業に要する 1 日あたりの費用は、別表 3 に定める額とする。

- 2 委託料は、別表 3 に定める額から第 10 条に定める自己負担額を控除した額とする。
- 3 多胎児の利用の場合、2 人目以降児 1 人あたり、別表 4 に定める額から第 10 条に定める自己負担額を控除した額を加算して、委託料として支払う。

(委託料の請求)

第 14 条 事業者は、神戸市産後ケア事業の委託料の請求について、神戸市産後ケア事業月別利用報告書(様式 7 号)、神戸市産後ケア事業委託料請求書(様式 8 号)、神戸市産後ケア事業キャンセル料

請求書（様式 8 号－2）を作成し、神戸市産後ケア事業実施結果報告書①（様式 6 号－1）および②（様式 6 号－2）を添えて、当月分を翌月 10 日までに市長に請求するものとする。

（委託料の支払）

第 15 条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、別途締結する委託契約に基づき支払を行うものとする。

（研修の実施）

第 16 条 事業者は、産後ケア事業に従事する職員に対し、必要な研修を実施または受講させ、資質向上に努めるものとする。

（帳票類の整備等）

第 17 条 事業者は事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 市長は、事業者に対し、帳票類等の提出又はサービス内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

（帳票類の保管及び廃棄）

第 18 条 帳票類は 5 年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。

3 前項の処理を行った場合は、その旨を書面で市長に報告しなければならない。

（事業内容の改善）

第 19 条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の保護）

第 20 条 本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、別に定める「個人情報取扱特記事項」及び神戸市個人情報保護条例に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記事項やガイドライン等を遵守するものとする。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 26 年 11 月 4 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和元年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 利用者の自己負担額

別表1-1: 宿泊サービス (1日あたり)

利用者の属する世帯区分	利用料
生活保護世帯	1,000円
市民税非課税世帯	1,500円
上記以外	3,000円

別表1-2: 通所サービス (1日あたり)

利用者の属する世帯区分	利用料
生活保護世帯	800円
市民税非課税世帯	1,000円
上記以外	2,000円

別表1-3: 多胎児の利用の場合2人目以降の費用 (1日あたり)

サービス種別	利用料
宿泊サービス	500円
通所サービス	300円

(別表2) キャンセル料

利用者の都合により利用変更・中止された場合の利用者負担額		
利用日の前々日の17時までに事業者へ連絡があった場合	宿泊サービス	0円
	通所サービス	0円
利用日の前々日の17時までに連絡がなく、利用変更・中止した場合	宿泊サービス	1,300円
	通所サービス	1,000円

(別表3) 産後ケア事業の1日あたりの総額

サービス種別	1日あたりの費用
宿泊サービス	30,000円
通所サービス	20,000円

(別表4) 多胎児2人目以降の1人あたりの総額

サービス種別	1日あたりの費用
宿泊サービス	5,100円
通所サービス	3,060円